

須賀川市中小企業等人材育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、市内で事業を営む中小企業者及び事業協同組合等の研修事業に対して、これに要する経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、業務上必要となる技能の向上又は技術、知識等の習得を図り、労働生産性の向上をもって地域産業の振興と発展を図ることを目的とし、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事業協同組合等とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合、商工組合及び商工組合連合会
 - イ 組合等に準ずる団体その他商工業の振興を目的とする団体で市長が適当と認める団体
- (3) 研修事業とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 中小企業者及び事業協同組合等が経営管理能力の向上や技術の向上を図る目的をもって受講する国・県の研修機関及び専門教育機関が行う研修事業
 - イ 中小企業者及び事業協同組合等が経営管理能力の向上や技術の向上を図る目的をもって国・県の研修機関及び専門教育機関から講師を招致し主催する研修事業
- (4) 専門教育機関とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校、株式会社建築資料研究社日建学院、ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会、福島労働局長登録教習機関
 - イ 法律、政令若しくは省令に基づく講習等又は国若しくは県の指定を受けた研修等を実施する研修機関
 - ウ 法律、政令若しくは省令に基づき国若しくは県の認定を受けて設立された公益社団法人又は公益財団法人等の研修機関
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、別表1に定める資格等取得に係る研修を実施する研修機関
 - オ その他市長が適当と認める研修機関
- (5) 事業着手とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 研修事業等への申込み
 - イ 主催する研修事業等の受託側への申込み

(補助金の交付基準)

第3条 この要綱に基づき交付する補助金の対象事業、補助対象経費、補助率及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

2 前項の補助金に係る事業について、この要綱の規定による補助金以外の補助金又はこれに類する収入がある場合は、この要綱による補助金の交付の対象としない。

3 第1項の補助金額に、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金額とする。

(事前協議)

第4条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手の10日前までに市長と協議しなければならない。

(補助金の交付対象者)

第5条 この要綱に定める補助金は、市内で事業を営む次に掲げる者を対象とする。

(1) 市内に事業所を有する中小企業者等又は市内事業所に勤務する従業員

(2) 市内に事業所を有する事業協同組合等又は市内事業所に勤務する事業協同組合等の構成員

(3) 第1号又は前号に該当し、かつ納期の到来した市税等を滞納していない者

2 前項に掲げる交付対象者であっても、以下に該当する場合は補助対象外とする。

(1) 日本標準産業分類に規定する中分類のサービス業のうち宗教及び政治・経済・文化団体に該当する者

(2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業に該当する者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他同法に基づく許可又は届出が必要な営業を行っている者

(4) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第1号から第3号までに該当する者

(5) 地域の風紀を著しく害する事業者等に該当する者

(6) 前各号に該当する者のほか、第1条の目的に照らし補助金の交付が適当でないと市長が認める者

(補助金の交付申請添付書類)

第6条 規則第4条に規定する別に定める添付書類は次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書兼収支予算書（第1号様式）

(2) 補助対象経費の確認できる書類の写し

(3) 研修事業に参加する場合は、申込予定の研修受講申込書の写し、参加者の雇用保険証

の写し及び申請者の最新年度分の市税等納税証明書

- (4) 研修事業を主催する場合は、研修参加者、講師及び研修会場等、事業内容を確認できる書類の写し

2 その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第17条第1項第2号に規定する市長が必要と認める書類は次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書兼収支決算書（第2号様式）
- (2) 補助対象経費の領収書の写し
- (3) 研修事業に参加した場合は、研修の修了証書の写し又は受講したことを確認できる書類の写し
- (4) 研修事業を主催した場合は、研修参加者、講師及び研修会場等、事業実施内容が確認できる書類の写し

2 その他市長が必要と認める書類

(状況報告又は調査)

第8条 市長は、第1条から第7条の規定に定める研修事業の目的のほか、申請又は報告の内容に疑義がある場合は、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(平成21年度に交付決定する中小企業等人材育成事業補助金に関する特例措置)

2 平成21年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の定義に関する第2条第3号イの規定の適用については、第2条第3号イ中「事業協同組合等」とあるのは「中小企業者及び事業協同組合等」とする。

3 平成21年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の交付基準は、別表の規定にかかわらず、附則別表を適用する。

(平成22年度に交付決定する中小企業等人材育成事業補助金に関する特例措置)

4 平成22年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の定義に関する第2条第3号イの規定の適用については、第2条第3号イ中「事業協同組合等」とあるのは「中小企業者及び事業協同組合等」とする。

5 平成22年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の交付基準は、別表の規定にかかわらず、附則別表を適用する。

(平成23年度に交付決定する中小企業等人材育成事業補助金に関する特例措置)

- 6 平成23年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の定義に関する第2条第3号イの規定の適用については、第2条第3号イ中「事業協同組合等」とあるのは「中小企業者及び事業協同組合等」とする。
- 7 平成23年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の交付基準は、別表の規定にかかわらず、附則別表を適用する。

(平成24年度に交付決定する中小企業等人材育成事業補助金に関する特例措置)

- 8 平成24年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の定義に関する第2条第3号イの規定の適用については、第2条第3号イ中「事業協同組合等」とあるのは「中小企業者及び事業協同組合等」とする。
- 9 平成24年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の交付基準は、別表の規定にかかわらず、附則別表を適用する。

(平成25年度に交付決定する中小企業等人材育成事業補助金に関する特例措置)

- 10 平成25年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の定義に関する第2条第3号イの規定の適用については、第2条第3号イ中「事業協同組合等」とあるのは「中小企業者及び事業協同組合等」とする。
- 11 平成25年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の交付基準は、別表の規定にかかわらず、附則別表を適用する。

(平成26年度に交付決定する中小企業等人材育成事業補助金に関する特例措置)

- 12 平成26年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の定義に関する第2条第3号イの規定の適用については、第2条第3号イ中「事業協同組合等」とあるのは「中小企業者及び事業協同組合等」とする。
- 13 平成26年度に交付決定する須賀川市中小企業等人材育成事業補助金の交付基準は、別表の規定にかかわらず、附則別表を適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。